

# 生徒指導心得

## 集団の一員である自覚を

集団生活には規則があります。その規則の枠内で規律の維持、遵守に努めることが必要です。集団生活には自己中心の身勝手な行動は許されません。規律ある集団生活の下、基本的な生活習慣やマナーを身に付け、自分の夢と目標への努力を忘れず、人間性豊かで、自主性や責任感のある人に成長してください。

## 生活規定

### (1) 服装・身だしなみ

以下の規定を参照し、制服を正しく着用してください。正当な理由で制服の着用ができない場合は、事前に異装許可願に必要事項を記入し、担任の承認を得た上で、生徒指導部の許可を受けてください。

#### ① 頭髪

高校生らしい自然で清潔な髪型とします。不必要な技巧(パーマ等)を加えたり、不自然な髪・髪型(染色・脱色・つけ毛等)は禁止します。

#### ② 制服

##### Aタイプ

冬服 本校指定の制服(ブレザー型上下)とし、左襟に校章(色は学年色)をつけます。カットシャツは、白の無地(長袖)でネクタイ・リボンの着用が可能なものとします。

夏服 本校指定のスカート・ズボン(ズボンは冬服と同色)。カットシャツは、白の無地(長袖)でネクタイ・リボンの着用が可能なものか本校指定のポロシャツとします。

##### Bタイプ

冬服 本校指定の制服(濃紺詰襟標準型)上下とし、左襟に校章(色は学年色)をつけます。ボタンは校章入りのものを用います。

夏服 本校指定の白半袖または長袖カットシャツ(校章刺繍入り)・ズボン(ズボンは冬服と同色)とします。

※1 制服については、類似品と区別するためフロッキーマークがついています。

※2 ズボンの場合は、ベルトを必ず着用し、華美でないものにしてください。

※3 衣替えの時期は設定しませんが、式典等の場合は具体的に学校から指示します。

※4 ネクタイ・リボンの着用については下記のとおりとします。

##### 【着用するタイミング】

儀式的行事(入学式・始業式・終業式・卒業式)※1学期終業式、2学期始業式等を除く学校行事(交通安全講話、人権講話、薬物乱用防止教室など外部講師来校の行事)それ以外については、自分の判断で着用してください。

#### ③ 防寒着等

ア コート類またはウインドブレーカー(着脱が簡単で前開きのもの)

イ 学校指定のものに限ってカーディガン・セーターを着用することができます。夏季冷房期間中に防寒対策として着用することは認めます。

ウ 手袋・マフラーについては登下校中において着用を認めます。

エ 華美ではないもの、高価でないものを着用してください。

※着用について、アは必ずブレザーを着た上から着用してください。

#### ④ 靴・靴下

ア 通学用の靴は、運動靴または革靴とします。

イ 靴下は華美なものは避けます。丈はくるぶしから膝下までとします。ストッキングについては、黒またはベージュの無地とします。ルーズソックス、ニーハイソックス、レッグウォーマーは禁止します。

#### ⑤ 異装

正当な理由で制服等の着用ができない場合は、事前に異装許可願に必要事項を記入し、担任の承認を得た上で、生徒指導部の許可を受けてください。

#### ⑥ スリッパ

校舎内における上履きは、指定のスリッパとします(色は学年色)。

#### ⑦ その他

ア 男女とも襟元から防寒着等のフードを出さないように着用します。

イ 夏服の下は、華美なものは避けてください。

ウ 制服又は許可された服装以外では、登校してはいけません。

※部活動の登下校に限り、土日祝と長期休暇中については別途指示します。

エ ピアス・指輪・ネックレス等のアクセサリ類は身に付けてはいけません。カラーコンタクトについても同様です。

オ 体育の時間の服装は学校指定の体操服・ジャージ・ウインドブレイカーとします。

カ マニキュア・化粧などをして登校してはいけません。

キ スカートの長さは膝にかかる程度とします。

### (2) 登下校

① 8時40分までに教室に入室してください。

② 欠席・遅刻の際は、保護者から学校に必ず連絡してください。電話連絡の場合は、8時00分から8時25分までの間に連絡してください。きずなネットによる連絡もできます。

③ 8時40分以降に登校した場合には、職員室で「入室証明書」を受け取り、教室の教科担任のサインを得た上で、必ず次の休み時間に担任に提出してください。

④ 早退する場合には、担任の許可を得た上で「早退許可証」を受け取り、下校してください。また、帰宅したらすぐに帰着したことを学校に連絡してください。

⑤ 不審者・変質者等への対策として、できる限り複数で登下校をしてください。また、ゆすりやたかり、その他不審な者に遭った場合には、ただちに警察に連絡し、その後必ず学校へ連絡してください。

⑥ 遅刻指導については、5回ごとに早朝登校3日間、正門指導1日、学校美化活動1回を繰り返します。

### (3) 所持品

① 学用品以外のもの(ゲーム機・トランプ・雑誌・漫画等)の持ち込みは禁止します。

② 所持品にはすべて記名してください。

③ 金銭や物品の貸借は禁止します。

- ④ 生徒手帳(生徒証)は常に携行してください。
- ⑤ タブレット・スマートフォン等について、朝の ST から帰りの ST までの間は原則、使用禁止です。  
【使用が認められる場合】
  - 1. 教員の指導の下でのみ、授業中の使用を認めます。
  - 2. 放課中は、ロイロノート、スタディサプリ、課題や予習のために調べるとき、保護者への連絡、部活動の連絡、自動販売機での QR コード決済アプリの使用のみ認めます。
  - 3. 更衣室や更衣する教室での使用を禁止します。
  - 4. 使用する際は、周囲に配慮することを忘れずに使用してください。
  - 5. 朝の ST 前や帰りの ST 後の使用についても2.を原則とします。
- ⑥ 携帯電話の校内での不適切な使用があった場合は、その時に預かり、下校時に返却します。回数によって以下のように指導します。
  - 1 回目…担任注意+保護者連絡
  - 2 回目…学年指導部員注意+保護者連絡
  - 3 回目…学年主任注意+保護者連絡
  - 4 回目…生徒指導主事注意+保護者来校
  - 5 回目…教頭注意+保護者来校

#### (4) 自転車通学

- ① 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」を提出してください。
- ② 許可・登録を済ませた自転車には、ステッカー(登録票)を貼ります。自転車を変更した場合には、新しいステッカーを生徒指導室にて購入し、貼ってください。
- ③ 傘差し運転やイヤホン(ヘッドホン)を着けての運転、二人乗り、並列進行などは法律で禁止されています。交通法規を守ってください。
- ④ 校内での駐輪は、指定された自転車置き場を使用します。整頓して駐輪し、必ず施錠してください。(二重ロック推奨)  
※安全面からドロップハンドルは禁止しています。  
※装備として固定ライト、泥除けが付いていること。ヘルメットを所持していること。  
※自転車通学者は安全面を考慮し、ヘルメットの着用に努めてください。

#### (5) 旅行

- ① 旅行運賃割引証が必要な場合は「学生割引証交付願」と「旅行届」を担任に提出してください。
- ② 国外旅行に行く場合、担任に一言伝えてください。何かあったときにスムーズに対応するためです。

#### (6) アルバイト

- ① アルバイトは原則として禁止します。ただし、保護者から経済的理由により申し出た場合は考慮します。
- ② 担任・学年主任・生徒指導主事による面談の後、アルバイト許可願を提出してください。

#### (7) 禁止事項

- ① 四ない運動(免許を取らない・車やバイクを買わない・車やバイクに乗らない・車やバイクに乗せてもらわない)を実施しています。

- ② 注意・禁止事項について遵守できない場合や不適切な行為をした場合には特別指導や別室指導等を行うことがあります。

(8) その他

- ① 盗難・遺失の対策として、貴重品の管理は、各自で行ってください。  
② 教室等の施錠をするようにしてください。  
③ 校内において不必要な箇所、立ち入り禁止区域には立ち入らないでください。

**【特別指導の対象となる行為の例】**

- 1 教師への暴力・威嚇・暴言、指導拒否・指導無視
- 2 生徒間での暴力・粗暴行為・人権侵害に関わる嫌がらせ行為等
- 3 シンナー・覚せい剤等の薬物乱用
- 4 窃盗・万引き
- 5 無断免許取得・無免許運転・交通非行
- 6 喫煙・喫煙場所での同席・たばこ（電子タバコ等も含む）の所持
- 7 性非行（周囲に不快感を与える行為を含む）
- 8 不正行為（カンニング・答案の改ざん）
- 9 飲酒・飲酒場所での同席
- 10 不健全娯楽（パチンコ・スロット店への入店）
- 11 無断アルバイト
- 12 考査会場への携帯電話や電子機器等の持ち込み
- 13 怠業・授業放棄・無断授業欠席・授業妨害
- 14 悪質な器物損壊
- 15 地域社会に対して迷惑をかけるような悪質な行為
- 16 その他、反社会的な行為若しくは不良行為
- 17 携帯電話の累積指導
- 18 SNS の不適切使用

**ルールメイキングプロジェクト**

- ① 上記の内容からルールメイキングプロジェクト委員会を設置し、校則改訂のメンバーを生徒・教員から募集します。
- ② プロジェクト委員会を開催し、改訂したい校則について意見を出し合い、原案を作成します。その後、生徒指導主事と意見を交換し、素案をまとめます。
- ③ ②で完成したものについて、校務委員会、職員会議で協議し確定したものを最終的に全校生徒に投票してもらい、過半数の賛成で決定し、原則次年度の校則に適用します。（時期についてはその都度検討）